

子育て応援定期積金規定

(令和2年4月1日からの契約分より)

1. 預け入れ資格

18歳以下の子供を養育しているお客様に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期積金の預け入れおよび支払いは、JA紀州店舗のみのお取扱いとします。

3. 限度額

契約額10万円以上

4. 貯金者名義

定期積金の名義は18歳以下の子供を養育しているお客様の名義に限ります。

5. 適用利率

(1) 預け入れ日に当組合が店頭に表示している定期積金の基準利回りに0.1%を上乗せした利回りを約定利回りとします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの定期積金を満期日前に解約する場合は、当初の上乗せ利回りの適用は行わず、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。

6. 取り扱い期間

契約期間1年以上とします。

7. その他

契約の際、18歳以下の子供を養育していることの証明（保険証等）の提示が必要となります。

また、本規定に定めのない事項については、定期積金規定により取扱います。